

## 裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分）の合格者決定方法

### 1 各試験種目の得点

- ① 筆記試験の得点は，各試験種目の素点をそのまま用いるのではなく，次の方法で算出した**標準点**を用います。

各試験種目における標準点の算出方法

$$\text{標準点} = \frac{\text{当該試験種目の配点比率 (ウェイト)}}{\text{当該試験種目の配点比率 (ウェイト)}} \times \left[ 10 \times \frac{\text{受験者の素点} - \text{当該試験種目の平均点}}{\text{当該試験種目の標準偏差}} + 50 \right]$$

#### ※ 受験者の素点について

第1次試験の基礎能力試験は正答の合計数を基礎とします。

第2次試験は，各試験種目の採点者による評点（専門試験は解答した2科目の評点の合計）を基礎とします。

- ② 人物試験Ⅰ及びⅡの各得点は，受験者の判定（判定の高い順にA，B，C及びDの4段階）の出現率（各判定ランクの受験者の全受験者に占める割合）を基に，偏差値を求めるのと同様の換算式によって求めた数値に人物試験Ⅰ及びⅡ，それぞれの配点比率を乗じて算出した**標準点**を用います。

### 2 各試験種目の配点比率（ウェイト）

標準点を算出する際に用いている各試験種目の**配点比率(ウェイト)**は次のとおりです。

試験種目	1次試験	2次試験			
	基礎能力試験	専門試験	政策論文試験	人物試験Ⅰ	人物試験Ⅱ
配点比率	2	2	0.5	1	2

### 3 下限の得点について

人物試験Ⅰ及びⅡ以外の各試験種目において，**最低限必要な一定の素点**（素点の意味は標準点の計算方法のときと同じ。）を**下限の得点**とし，下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については，他の試験種目の成績にかかわらず不合格とします。この下限の得点は，試験種目ごとに満点の20%から50%を基本に個別に定めます。

### 4 第1次試験の合格者の決定

第1次試験の受験者のうち，基礎能力試験の素点が下限の得点以上である者につき，**同試験の標準点の高点順**に第1次試験の合格者を決定します。

### 5 最終合格者の決定

第2次試験の受験者のうち，専門試験及び政策論文試験の各素点がいずれも下限の得点以上であり，人物試験Ⅰ及びⅡの判定がいずれもAからCである者につき，**全ての試験種目の標準点の合計順**に最終合格者を決定します。

## 裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補，大卒程度区分）の合格者決定方法

### 1 各試験種目の得点

- ① 筆記試験の得点は，各試験種目の素点をそのまま用いるのではなく，次の方法で算出した**標準点**を用います。

各試験種目における標準点の算出方法

$$\text{標準点} = \frac{\text{当該試験種目の配点比率 (ウェイト)}}{\text{当該試験種目の配点比率 (ウェイト)}} \times \left[ 10 \times \frac{\text{受験者の素点} - \text{当該試験種目の平均点}}{\text{当該試験種目の標準偏差}} + 50 \right]$$

#### ※ 受験者の素点について

第1次試験の基礎能力試験は正答の合計数を基礎とします。

第2次試験は，各試験種目の採点者による評点（専門試験は解答した2科目の評点の合計）を基礎とします。

- ② 人物試験Ⅰ及びⅡの各得点は，受験者の判定（判定の高い順にA，B，C及びDの4段階）の出現率（各判定ランクの受験者の全受験者に占める割合）を基に，偏差値を求めるのと同様の換算式によって求めた数値に人物試験Ⅰ及びⅡ，それぞれの配点比率を乗じて算出した**標準点**を用います。

### 2 各試験種目の配点比率（ウェイト）

標準点を算出する際に用いている各試験種目の**配点比率(ウェイト)**は次のとおりです。

試験種目	1次試験	2次試験			
	基礎能力試験	専門試験	政策論文試験	人物試験Ⅰ	人物試験Ⅱ
配点比率	2	2	0.5	1	2

### 3 下限の得点について

人物試験Ⅰ及びⅡ以外の各試験種目において，**最低限必要な一定の素点**（素点の意味は標準点の計算方法のときと同じ。）を**下限の得点**とし，下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については，他の試験種目の成績にかかわらず不合格とします。この下限の得点は，試験種目ごとに満点の20%から50%を基本に個別に定めます。

### 4 第1次試験の合格者の決定

第1次試験の受験者のうち，基礎能力試験の素点が下限の得点以上である者につき，**同試験の標準点の高点順**に第1次試験の合格者を決定します。

### 5 最終合格者の決定

第2次試験の受験者のうち，専門試験及び政策論文試験の各素点がいずれも下限の得点以上であり，人物試験Ⅰ及びⅡの判定がいずれもAからCである者につき，**全ての試験種目の標準点の合計順**に最終合格者を決定します。